

里親ファミリーホーム全国連絡会・会報

創 刊 準 備 号

※会報誌名を募集中です。選考の上、採用の方には粗品進呈。事務局にご連絡ください。

編 集
発 行

里親ファミリーホーム全国連絡会 事務局
〒215-0017 川崎市麻生区王禅寺西 7-16-1 西川方
電 話 : 044-987-1024 F A X : 044-981-3032

< 設立総会 廣瀬代表あいさつ >



< パネルディスカッション >



< 受付 >



< 会場風景 >



< 書籍販売コーナー >



< 来賓あいさつ
全国里親会 渥美会長 >



有志から届いたお花

< パネルディスカッションのまとめ 九州大学大学院 田嶋教授 >

☆☆☆ 設立総会 : 平成 17 年 8 月 28 日 (日) 13 時 ~ 都内、神楽坂エミールにて ☆☆☆

会長あいさつ

里親ファミリーホーム全国連絡会

会長 廣瀬タカ子



里親たちが独自で、子どもたちの家庭で暮らす権利の広がりの一環として、里親ファミリーホーム全国連絡会を8月28日に設立致しました。

この会が発足以来、参加会員が徐々に増えつつありますのも、関係機関や、マスコミ関係者の熱いご支援ご尽力によるものと厚く御礼申し上げます。社会的養護を必要としている児童に対して、大人としての感心の深さだと重く受け止めております。

現在、全国で約35,000人の社会的養護の必要な子どもたちがいます。これに対して登録里親数は約7,000家庭と少なく、養護児童の総てが実親家庭に代わる里親家庭で暮らすことは難しいのが現実です。

私たちが里親は、様々な事情により家庭で暮らすことのできない子どもたちに、一人でも多く温かい家庭で育ててほしいと願っています。現在、養育里親制度では6名（省令による規定）までの委託が可能ですが、しかし、6名の委託を受けている里親家庭は極めて少なく、また、一時的に6名を受け入れたとしても、長期間の養育が難しいのが現状です。しかも、6名委託されるのは、状況として兄弟姉妹の場合がほとんどです。里親家庭の中には、多人数の子どもを迎え、地域社会に根ざすことを目標にしている所もありますが、実際には、多人数の委託はほとんど行っていないというのが現状です。

子どもたちが里親宅に来るまでに体験してきたそれぞれの背景に対して、私たちが里親は知識や経験を積み、子どもたちが自立して社会生活を送ることができるよう、最大限の手助けをしていきたいと思っています。ホームでは、お父さんがいて、お母さんがいて、おじいちゃんおばあちゃん、親戚兄弟姉妹、

近隣の人、多くの人と人が繋がる生活があります。その中で、子どもたちが様々な経験をしながら、一步一步成長していきます。将来社会に出て人生を歩む子どもたちにとって、ホームと言うミニ社会で生活することは、人間関係を形成する上でも大きな効果があると思います。バックボーンの異なる子どもたちが同じ屋根の下で家族として過ごし、周りとの関係の中で自分自身を見つめることで、お互いの孤独感を解消し、啓発的な作用が芽生えることがあります。そこには里親が、施設に比べ養育者が変わらないというメリットがあり、家庭としての良さも危うさも、人間としての総体の姿を見せ合うことができ、よりの確な家族の体験をすることができる場があるからだと考えております。

しかし、現状では里親ファミリーホームが制度化されている都道府県・政令市は9自治体と少なく、その有効性や、委託児童が多い家庭への運営費の補助、支援体制などはまだまだ全国的に認めていただいております。

その中で2005年8月、現在ファミリーホームとして子どもたちを養育している里親や、今後ファミリーホームを開所したいという里親、これを応援して下さる人たちで、法制化に向けた要望活動や情報交換・交流を行うための全国組織「里親ファミリーホーム全国連絡会」を立ち上げることができました。

設立に当たり全国調査を行ったところ、里親ファミリーホームは現在全国に36箇所あり、合計153人の子どもたちが生活していますが、多くのホームは都市部にあり、全国でばらつきがあります。

今後、こうした実態を国や行政機関に訴えかけ、制度として確立していく必要があります。里親ファミリーホームが子どもたちにとって安心して育つことのできる場所として、社会的養護体型の一翼を担えるよう、研究と研修を重ねながら、広く里親ファミリーホームの有効性を訴えてまいりたいと思っています。



会の発足を祝して

副会長 石丸 彰

我家では昭和 49 年に里親登録をしました。里子養育中の平成元年、北海道独自の里親ファミリー・グループ・ホーム制度の試行を開始するにあたり「石丸さん宅で引き受けてほしい」との要請がありました。当時四人養育中でしたので妻と相談し快諾し、次年度平成二年度より本格的に発足をみたのが北海道における里親型グループ・ホームであります。三年次ごとに三グループ発足予定でしたが、現在も三グループのみでは淋しい想いからられています。

私は施設型養育や里親型養育の良否や利点を論ずる気は毛頭ございませんが福祉王国といわれた北欧では、財政的破綻により現在では里親型に移行しています。私達の町奈井江町では、フィンランド国のハウスヤルビ町と福祉の、友好都市締結を結び福祉交流を行なっていて、私もその一員としてフィンランドの里親制度も含めて見聞させて戴きました。

養育施設は現在老人施設とし活用されており里親型養育については手厚い施策が行なわれているのが現状であります。

今後共、施設・里親を問わず、それぞれの利点を活かし養育できればと思っていますが里親ファミ



リーホーム全国連絡会が結成され全国的規模で研鑽の場が設けられた事を非常に喜ばしく思う者の一人です。

少子・高齢化時代を迎え、今後益々少子化問題が論ぜられるでしょうが、無限の可能性を秘めた幸少ない此の子達に明るく希望の持てる場を提供して行くのが私達に与えられた課題であると大きく受け止めて、この会が各関係機関の御理解の下に益々発展する事を期待するものです。会の発足を祝して努力する事を誓いたいと思います。

終わりのないドラマ

副会長 坂本 洋子

東京都の養育家庭里親として 1985 年に登録。1999 年にファミリーホームの認定を受けました。今は 3 歳・10 歳・11 歳・13 歳の男の子 4 人、12 歳の女の子 2 人と夫一人、元里子の娘。家族 9 人と犬猫 3 匹が狭い家で命渦巻く生活をしています。その毎日はドラマのように場面展開が激しく、目が回るようです。しかし、二時間で結論が出ないところが、ドラマにはない「生」の醍醐味です。

子どもの人数が多ければいい、とは思いませんが、一人、二人の子育てだった頃は苦しい、と思うことのほうが多かったように思います。今は組み合わせが幾通りもあってさまざまな子どもの姿を見ることができ、本当に楽しく、新たな発見もあり

毎日は刺激に満ちています。

もちろん問題がないわけではありません。しかし、苦境のなかにも何か深い意味が隠されていると思えば、また楽しく「宝探し」ができるというもの。

ファミリーホームの存在が全国に広まりますように！！

治療教育ホーム

副会長 土井 高德

このたび副会長をつとめることになりました。福岡県北九州市において治療教育ホームを運営しています。現在、10 歳から 21 歳までの青少年 8 人が在籍しています。いずれも虐待的な環境で育ち、激しい逸脱行動や不適応行動によって児童養護施設を退所処分になったり、触法行為によって試験観察処分を受け、児童相談所・家庭裁判所によって当ホームに措置されてきた青少年たちです。入所者のなかには、過去または現在において、放火、窃盗、傷害、恐喝、覚醒剤の使用などの反社会的行動を示したもの、あるいは、統合失調症や多重人格障害を疑わせる精神医学的問題や自傷行為、睡眠障害などの症状を示したものもあり、極めて深刻な課題を持つ少年たちです。

こうした少年に対する治療的専門里親として、また、家庭裁判所補導受託者・保護司として、精神科医など 15 職種の専門家と連携・協働し、少年たちの自立への援助を行っています。

子どもがその外傷体験や心的葛藤を言葉で表出できないときには問題行動として噴出させるしかありません。激しい行動化は、虐待的な親との間には起こらず、ある意味でどのような行為をしても自己を守ってくれる里親などの援助者との関係で起こりがちであると言われていています。

とくに逸脱傾向のある青少年には、通常言われているような「受容」だけでなく、治療者は対象者に立ちはだかる「硬い壁」であることを要求されます。その「硬さ」は、たとえば硬質のゴムのように、「柔軟さ」を内包することも求められるのです。アメリカでは「治療的里親」は単なる養育者ではなく、治療プログラムの重要な要員として位置づけられています。

今回、全国連絡会の発足にあたり、副会長を引き受けました。私の仕事は、子どもの代弁者として制度充実の政策的提言を行うこととその基礎となる理論的構築を共同研究者の皆さんと行うことだと考えています。里親ファミリーホームで、どのような実践構造を持った生活環境を保障していくことが、被虐待体験による情緒障害、解離性障害を抱える少年や、軽度発達障害に対する不適切な対応による二

次障害を抱える少年に対する治療的援助になるのか、理



論的、実践的に解明していくことを主要な課題にしたいと思っています。

そして、この研究を通じて、里親ファミリーホームという場が「生活局面における心理療法的な構造化」としての「環境療法」の場としてどこまで機能し得るのか、その現状と課題を分析し、日本全国に広がりつつある里親ファミリーホームの実践的可能性と今後の課題を探求していきたいと考えています。ファミリーホームには社会的要請と大きな可能性があると思っています。そうした可能性を看取っている皆さんと共に小さくはあるが、意義ある一歩を踏み出したいと思います。よろしくお祈りします。

だれでもできる

監事 青葉 絃 宇

知人にファミリーホームのことを話すと、多くの人は「ご苦労さま、偉いですね、自分にはとても及ばない。」と反応してきます。私は今の生活を苦労とも思わないし、むしろ子どもとの生活を楽しんでいるのですが、そのように言えないで話は終わってしまいます。

冷静に見てホームはマイノリティなので、私たちは特別な人間に映ってしまうのかもしれませんが、結局のところ私たちは「別枠の、特別な人間」で括られてしまっているようです。

今のご時勢、子育ては大変で

苦労の多いものだという一般論が覆っています。これからのホームの発展を考えると、子どもと一緒に生活が楽しいものだという実感をどう分かってもらうかが鍵となるのではないかと考えます。

ただし、今の生活は妻には負担を掛けているのは事実であるし、私が淋しがり屋のためというのが本心かもしれません。友人から夫婦でのんびり旅行した話などを聞かされると、ふと切ない思いにも駆られるのも事実ですが・・・。

これからは、自分達夫婦の生きかたのバランスをどう取るか、そして誰でもホームができるのだという証明をしていくのが課題だと思っている今日この頃です。

手をつないで

監事 丸山 美知

私たち夫婦は、里親になってまだ2年あまりの新米里親です。「養育里親歴2年の私が、里親ファミリーホーム全国連絡会の監査だなんて、とてもとても・・・」と辞退する旨を設立総会の時に廣瀬会長に申し上げましたら、「あなたのためじゃないの。子どもたちのための会なのだから、子どもたちのためにやってね!」と、いとも簡単に却下されてしまいました、今こうして挨拶をさせていただきます。

ファミリーホームの制度化に向けてご尽力されている方々は、

里親としても、教育者としても、研究者としても、人生の先輩としても尊敬する方々ばかりで、そのような方々の貴重なお話を聞く機会が与えられていますことを心から感謝しております。「里親ファミリーホーム」としてすでに社会的養護の実践者である皆さまにご教示をいただき、お力添えをいただきながら、いつの日にか埼玉県でも「里親ファミリーホーム」で育つ子どもが増えるよう、働きかけていければと考えております。

里親ファミリーホーム全国連絡会の皆さまと手をつなぎ、私たちが住む地域の方々に見守っていただきながら、私たち里親も子どもと共に育ち合いたいと思っております。どうぞ皆さま、宜しくお願い致します。

待ち望まれての設立

事務局長 西川 公明

里親によるファミリー・グループホームについては、いくつかの先行する研究や実践活動がありました。

1960年代に大阪で家庭養護寮がスターとしています。このころ三重の里親で、中村夫妻が高齢児を対象とした「子どもの館」を自宅の隣接地に自費で作っています。1976年には、岡山県の新天地育児院をバックにした女子家庭寮が開設しています。

ちょうどこのころ、青少年と共に歩む会を事務局とするグループホーム研究会が発足し「グ

ループホーム研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を発行しています。

1982年7月には群馬の横堀ホームがオープンし、ここは現在も活動中です。同年から東京都が制度をスタートさせ、10月から板橋の林夫妻と杉並の栗原夫妻がホームを開設しています。1983年には、横浜市が制度をスタートさせ、2月から森田夫妻が福光会をバックにホームを開設しています。

1986年には、資生堂社会福祉事業団の助成による、日本ルーテル神学校の大谷嘉郎教授を研究責任者とした「社会的養護の今後のあり方に関する研究」が行われました。

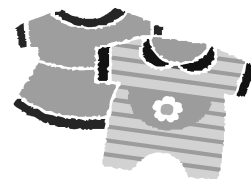
神奈川県がその後の1987年から児童ファミリーホーム制度をスタートさせましたが、実績を積み上げながらも現在は廃止となっています。1989年から北海道と川崎市が制度を立ち上げ、最近では茨城県、群馬県、千葉県、福岡市、宮城県と続々と制度化が進んできました。

会を立ち上げたいとの要望は以前から私の耳に入っておりました。関東ブロック里親研究協議会では、1990年から95年まで連続して6回、分科会のテーマとして「ファミリー・グループホーム」を取り上げました。その分科会の中で「ファミリー・グループホーム同士の横の連携がほしい」との当事者からの意見が何回も出され、会の発足が強く待ち望まれていました。

しかし、成就するまでにはその後十年余の歳月が掛かりました。

ちょうど一年前の11月、私は全国里親会の渥美会長から、里親によるファミリー・グループホームの全国的な組織化について相談を受けました。里親型のファミリー・グループホーム実施者との関係がたまたま多かったものですから、努力を約束いたしました。時同じくして当会の廣瀬会長も自らが当事者として、横の連携を求めて動き始めていました。事務局の竹中氏は素早く、MLを立ち上げてくれたこともありまして、順調に意思の疎通がとれ、トントン拍子に話しが進みました。翌年1月には八王子の高瀬宅で第一回目の設立準備会を開催することができ、数回の打ち合わせを経て8月の設立総会を迎えることができました。

この間、総会に配布する企画として「里親ファミリーホーム全国実態調査」を行いました。これは、多くの自治体から里親型のファミリー・グループホームに興味を示していただき、驚くほどのアンケート回収率となりました。調査にご協力をいただきました関係機関の方々に心から感謝申し上げ、概要版をこの会誌に掲載してお届けいたします。



里親ファミリー・ホーム全国実態調査報告書の概要

このファミリーホーム全国実態調査は、全国の都道府県政令市および里親会を対象にアンケートを行い、里親ファミリーホーム制度の実態を調査するとともに、都道府県政令市に向けて里親ファミリーホーム制度の広報をあわせて行うことを目的として行なった。

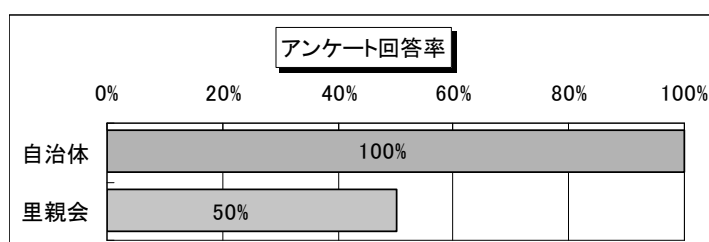
調査対象は、47 都道府県 13 政令市、計 60 自治体の児童家庭課及び里親会とした。

平成 17 年 4 月にアンケート案を検討し、5～6 月にアンケートの回収を行い、8 月 28 日里親ファミリー・ホーム全国連絡会設立時に公表した。

○アンケート回答率

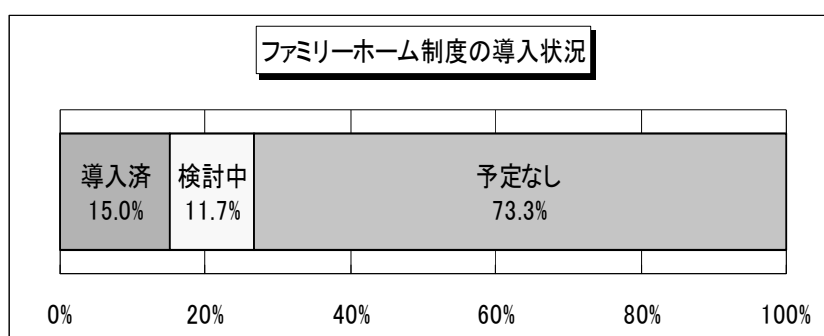
回答数は、都道府県政令市 60 自治体（回答率 100%）、里親会 30 団体（回答率 50%）であった。里親会からの回答数は、行政回答を持って代替とするところがあり、減っている。

	送付数	回答数	回答率
自治体	60	60	100%
里親会	60	30	50%



○ファミリーホーム制度の導入状況

	自治体数	割合
導入済	9	15.0%
検討中	7	11.7%
予定なし	44	73.3%
合計	60	100%



里親ファミリーホーム制度を導入している自治体は、平成 17 年 6 月現在で 9 都道県市であり、

全国の 15%の自治体で導入されている。（北海道、宮城県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、福岡市）

里親ファミリーホーム制度の導入を検討している自治体は 7 県市であり、全国の 11.7%である。

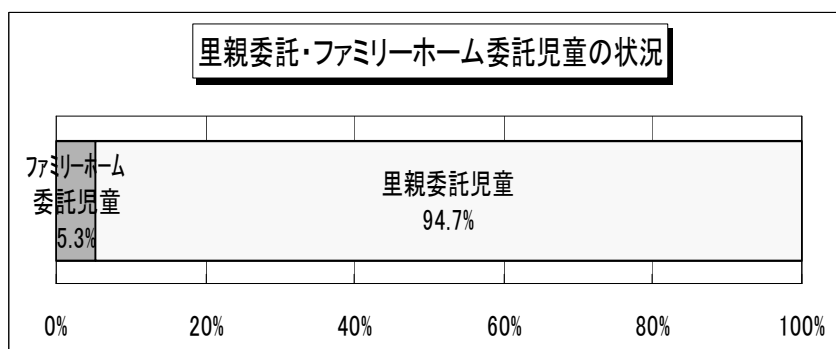
(山形県、栃木県、長野県、岐阜県、沖縄県、札幌市、千葉市)

里親ファミリーホーム制度の導入を検討していない、または予定なしと回答した自治体は 44 府県市 (73.3%) である。

○里親委託、ファミリーホーム委託児童の状況

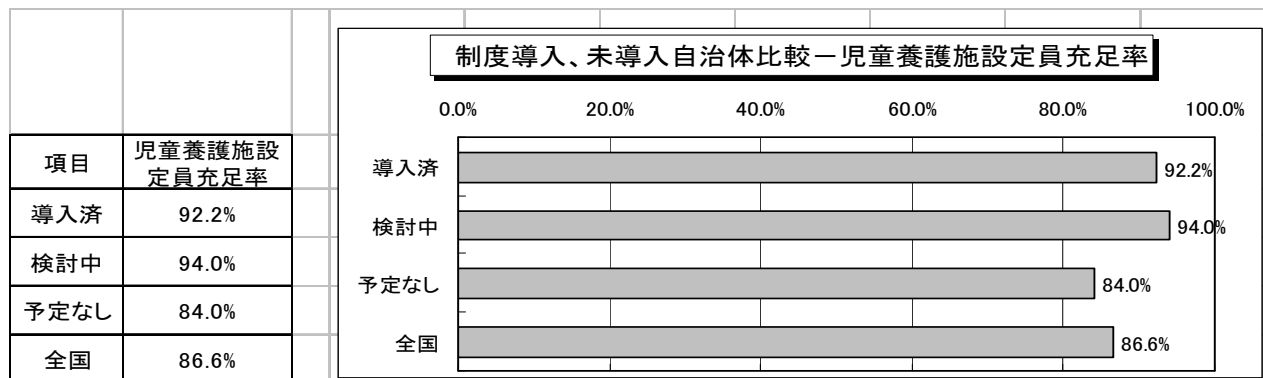
平成 16 年 3 月末の全国のファミリーホームの数は 36 ホームであり、148 人の子どもが里親ファミリーホームで暮らしている。これは、里親家庭で暮らす子ども (2,811 人・15 年度末) の 5.3% である。

	人数	割合
ファミリーホーム委託児童	148	5.3%
里親委託児童	2,663	94.7%
全体	2,811	100%



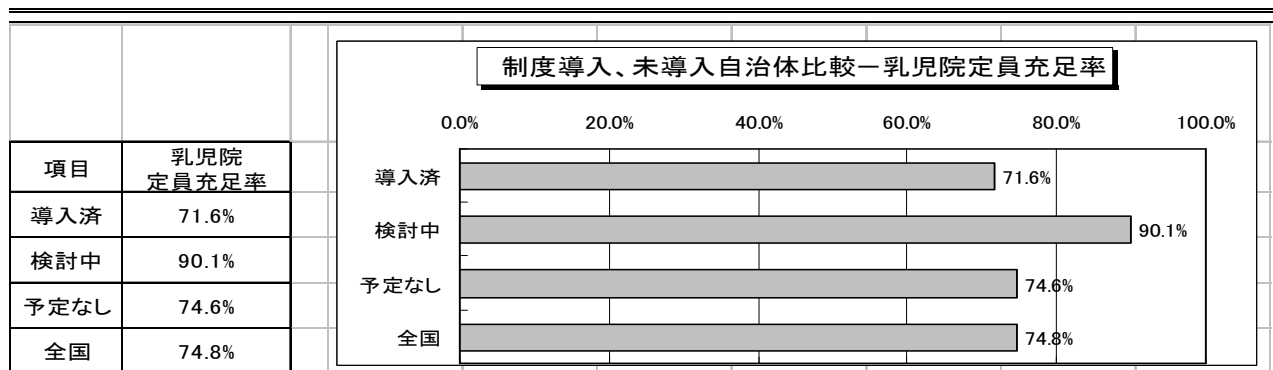
※ 里親委託児童数は平成 16 年 3 月末、ファミリーホーム委託児童数は平成 17 年 3 月「制度導入済」「検討中」の自治体手の児童養護施設定員充足率は、それぞれ 92.2%、94.0%と満員状態に近い。「予定なし」の自治体では、児童養護施設定員充足率は、84.0%と多少の余裕がある。

【 里親ファミリーホーム制度の導入状況一児童養護施設定員充足率の比較 】



【 里親ファミリーホーム制度の導入状況一乳児院定員充足率の比較 】

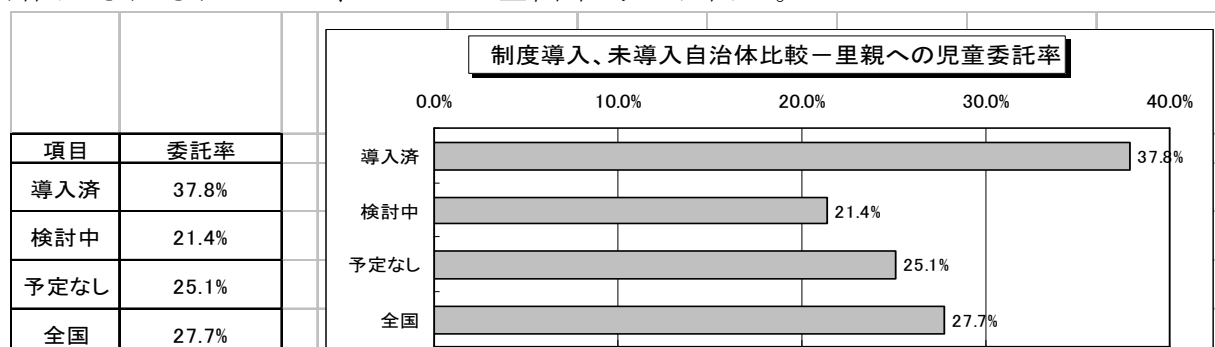
「検討中」の自治体では、乳児院の入所率が 90.1%と満員状態である。「予定なし」の自治体では、乳児院、児童養護施設ともに定員に余裕があるため、ファミリーホーム制度の導入の検討を行う必要がないと思われる。



○ まとめ

ファミリーホーム制度の導入を検討している自治体は、乳児院、児童養護施設が満員状態に近づいているため、その打開策としてファミリーホーム制度を検討していると推測される。

また、ファミリーホーム制度の導入をしている自治体は、里親委託率が平均37.8%で、全国平均の27.7%より10.1ポイント高い。「検討中」「予定なし」の自治体はそれぞれ21.4%、25.1%で全国平均より低い。



※ 詳細は、「里親ファミリーホーム全国実態調査報告書」をご覧ください。

里親ファミリーホーム 全国実態調査報告書 平成17年8月 里親ファミリーホーム全国連絡会	里親ファミリーホーム全国実態調査報告書 定 価 1500円（送料別） 発 行 日 平成17年8月28日 発 行 者 里親ファミリーホーム全国連絡会 事 務 局 〒215-0017 川崎市麻生区王禅寺西 7-16-1 西川方 Tel・Fax 045-382-7741 銀行口座 三菱東京UFJ銀行 成瀬支店
---	---

ち 永井さん家からの活動報告

茨城県里親型グループホーム 永井 健治

◇◇家庭復帰のむずかしさ



私は、民間の児童養護施設、知的障害児施設に3年、そして私立幼稚園に12年間勤務しました。現在は、里親型のグループホームとして、実親が養育困難になった4人から6人の子どもたちを預かっています。

私のまわりでは、平成16年から17年にかけてさまざまなことがありました。親が警察に捕まったり、病気になったりして、永井さん家にはいろいろな子が来ます。

母親のお産の間だけという約束で預かったCちゃんは、3年たってバアチャンとパパが迎えに来ました。パパと暮らして1ヶ月たち電話がありました。

「どんな躰をしていたのだ！ひとつも言うことを聞かない。永井さん家に帰ると言って荷物をまとめている」。私は「もう帰したのだから、文句は児童相談所に言って下さい」と答えました。次の日の早朝、児童相談所へ行き「殺されないうちに返して！」と頼みました。児相の所長は、「2歳半から5歳までの大切な時期、一度も会いに来ないで引き取ろうた

って無理だよ」と言って理解を示し返してくれました。迎えに行きながら、どんなに辛かっただろう、と涙が止まらない里母でした。永井さん家の皆を見つけたCちゃんは、嬉しさいっぱいの笑顔を見せて飛びついて来ました。

「もうパパのところへ行かない。バアチャンちにも行かない。永井さん家にずっといる！」と訴えました。帰りの車の中でCちゃんは、1時間しゃべり続けました。その3ヶ月後、栃木県の小山で、児童相談所から措置解除された子供が川に投げ込まれ死亡した事件を聞き「Cちゃん、殺されなくて良かったね！」と語り合いました。

◇◇ミヤマクワガタ



16歳の女の子を里子として引き取ったところ、トラブルが続出し、高校生、大学生の女の子と里父との関係の難しさが里親会の中で表出してきました。話し合いの中で、こんなこともありました。

父親に叱られた実子が家出し、近所に隠れているのを母親が見つけて「一緒に謝って上げるから、お父さんのところに行こう」と言

ったそうです。私ともう一人が「おかしい」と感じました。これでは、「あんたが悪いのよ」と言っているようなものです。子供の立場はどうなるのでしょうか。この母親は20歳を過ぎたこの子から「お母さんに一度も助けてもらったことがない」と言われたそうです。東京で両親を殺して放火し草津方面に逃げていた子も、弁護士に「親に助けてもらったことがない」と言ったそうです。

子供の立場に立つ、子供を助けると言うことがどういうことなのか考えていたところ、里親研修会で「子供の心の叫びを聞こう」というテーマがありました。アッこういうことなのか。まずは、子どもの心の叫びを聞く、感じる事が大切なのか。そして、次はどうするかの問題です。

それを解決してくれたのが、我が里子の幼稚園での《もう虫は持って来ないで事件》でした。

永井さん家は虫捕りが大好きです。夜な夜な夕暮れ時や、目覚めた時間に懐中電灯を持って、カブト虫、クワガタ虫を捕りに行きます。7月になって、我家のノウゼンカズラの花が咲くころカブト虫が出て来ます。その夜、早速

クヌギ林に行くと、ミヤマクワガタとカブト虫を捕まえました。2匹目のミヤマを捕った8月には、Rチャンがもらいました。喜んで幼稚園にもって行きましたが、帰りには虫かごの中にミヤマはいませんでした。先生に聞いても見つかりません。

Rチャン「とんでいっちゃったの」
里父「ミヤマは飛んでいかないよ」
他兄の虫かごを見てもしません
でした。先生に聞いても見つかりません。

その数日後、踏切で電車を見てから登園する時、コガネ虫を2匹捕まえ、ビニール袋に入れて幼稚園に持って行きました。迎えに行ったら

Kチャン「先生が『下駄箱の上に置いていて』と言ったから死んじゃったの」

里父「Rチャン、コガネ虫動かないね」

Rチャン「・・・？」

そのやり取りを聞いていた先生
「もう虫は持って来ないで！」

里父「・・・？」

次の日、他の先生に生徒たちの総意なのか聞いたところ「そうです」とのことでした。

◇◇幼稚園への手紙



「エー、ナンデー」
と思った私は、園長先生に虫捕りの大切さを手紙に書きました。

人の歴史と人の発達と同じで

あるという説があります。誰が言ったかわかりません。知っている方教えて下さい。私もそうであると思って考えてみました。

1. ドングリや貝、動物を採って生活した—採集活動期

2. 稲作が始まり、犬、馬、牛、鶏を飼って生活した—農耕・飼育活動期

3. 人と人とが、土地や食物を奪いあった—戦国時代

4. 手作業から機械化した—産業革命期

5. コンピュータ化した現代—知的活動期

よって、「幼児期は採集活動が大切である」と書きました。園長先生は「ごもともです。誰先生が言ったのですか」と聞かれました。私は「誰先生が言ったこののではなく、採集活動の大切さを理解していただければ、それで結構です」と言いました。

その後、もう一度このことについて考えたところ、何か足りない物を感じました。人は、知的活動で終わって良いのだろうか。じゃ、障害者はどうなのだろうか。子育ては闘いであるという里親がいるが、闘いのままでよいのだろうか。人が目指す物は何だろうか。今は知的活動期であるが、次に来るものは何か。それは《6. 平和の構築》じゃないかと仮説を立ててみました。平和を作るということは、中国や北朝鮮とどう関係付けるか考えてみるとわかると思

います。思想の違いをどう認めあうか、これができなければ、イラクの時のように戦争になってしまいます。互いの思想、自由を認め合うことが、平和につながって行くのではないかと思います。

子供達の疑問「どうして、パパとママは離婚したの？」

里父「パパとママはケンカしたのだよ。ケンカはいっぱいしてもいいが、終わったら仲良くするのだよ。ケンカは仲良しになるためにするのだよ。もっともっとやさしくなってね」と子供達に言っていた自分の言葉も、人が将来、互いを認め合う「平和の確立」で納得できました。

ひきこもりの青年を預かっている里親は、草取りなどの農作業をさせています。ニートを含めて、もう一度、人の歴史の1から6を繰り返す必要があると私は考えています。特に採集活動と農耕、飼育活動が重要ではないでしょうか。6.の平和を作るということは相手の良いところも、悪いところも認めていかなければなりません。そして、ひとりひとりが自由を獲得するだけでなく、他人の自由も認めながら、自分を不自由にしないようにしなければなりません。しかし、相手の子供達の自由な行動を認めて行くのは、とても難しいことです。

◇◇基本的な生活習慣



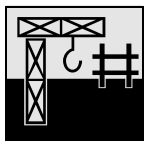
平成 17 年 10 月
19 日に委託されて
来た小学 1 年生の

H君は、御飯を食べるよりおしゃべりしている方が多く、その音量の凄まじさ、家中を駆け回る音で、里母は頭痛を起しました。

ところでもうひとつ大切なのが、基本的な生活習慣の確立です。清掃が出来なくて、家中ゴミだらけにしている人が増えています。私もその中の一人です。その人を治療するには、「良く寝たなあ」「オイソウ」「オイシイ」などの言葉を発すると同時に、靴を下駄箱にしまうなどの基本的な生活習慣の確立が大事であるとテレビでやっていました。

永井さん家に来る子供達のほとんどが、靴の片付けができません。靴の踵を踏み潰して履き、靴の片付けができるまで 1ヶ月かかった小学生のM君は、その間に鉛筆 20本をきれいに無くしてきました。靴をきちんと履き、下駄箱に入れることができるようになって、やっと学習意欲もでてきて、落ち着いた生活が送れるようになりました。

◇◇夫婦関係の再構築



里親を始めたころは、子供に「自立」をと考えていましたが、今では相手の良いところ、悪いところも認められるやさしい子に、そしてより自由になる為に、相手の自由を認める。自分を不自由にしないこと。相手を不自由にしないこと。又、基本的な生活習慣をおしつけたい願いをしている。親は、多分、里子達より先に死んでしまいます。だからこそ自分の目と耳で、そして頭で考えて行動する子に、そして自分で生きる力を付けて欲しいと考えている私です。そして、もうひとつ、里親をやって永井家に変化したことです。

「ケンカは、仲良しになる為にするのヨ」と言うこと、Cちゃんは、「お里父さんとお里母さんは仲良しなの?」と聞いてきます。結婚する前も、してからもお里母さんに対して「好きだ!」なんて言った覚えのない私も、里子を迎えて「お里父さんはお里母さんが大好きなのだよ」と子供達に言うようになりました。里親をやるということは、夫婦関係の再構築に迫られるのです。つまり夫婦関係も、人の発達、6の平和の構築が必要となるのです。

家族が崩壊し、永井さん家に来た里子達にとって、相手を認め合う「平和な家庭生活」がより必要なのです。

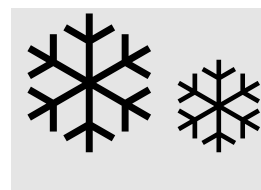
長男は、親父の後を取りたいと言って、保育専門学校に通いながら、自由なる永井さん家と、管理的で学生の自主を認めない学校と保育現場の違いに戸惑っています。

近くに住んでいる次男は、永井さん家で遊べば、孫の大己とゆうきの成長が著しいのに気づき、毎土曜日には遊びに来るだけでなく、黙って里親申請をして嫁を驚かせました。しかしまだ 26歳、若いからと言って里親になれませんでした。なんて遅れている福祉なのだろう。だから里親は年寄りばかりになってしまうのだ。若い人にやって欲しいと考えている私です。三男も、段々と子供達と紙飛行機を作って、飛ばしっこしたり、野球をしたりして遊ぶようになって来ました。少しずつ少しずつ、子供達と接する中で変化してきている永井家です。

ます。

幼稚園に勤務していたとき、最後の文集に「雲のごとく、自由に生きたい」と書きました。30歳の頃の私の信条です。今ではそれが誤りでなかったことを嬉しく思います。自分が考えて来たこと、行動したことが、平和の構築でやっと一本につながりました。

幼



【掲載新聞】 2005年9月19日福祉新聞

里親ファミリー・ホームを全国に

制度化目指し連絡会発足

一部自治体で導入、平均受託率 4.3 人

虐待などで保護が必要な子どもを預かり、実親に代わって家庭の中で養育する里親制度。里親への委託促進を専らの課題とする国に一步先んじて、里親と一部の自治体の間では、一家庭に常時四人以上の子どもを受け入れる「里親ファミリーホーム」の実践が始まっている。この制度化と全国展開を目指し、八月二十八日には「里親ファミリーホーム全国連絡会」が発足した。

現在の里親制度には、①保護者の監護が不適当な子どもを預かる養育里親②三親等内の子どもを養育する親族里親③一年以内の期間を定める短期里親④虐待により心身のケアが必要な子どもを二年以内の期間を定めて養育する専門里親…の四種類がある。

全国の登録里親数は二〇〇三年度末で七千二百八十五人だが、実際に子どもを受託しているのは 28%の二千十五人。委託児童数は二千八百十一人で、一家庭あたりの平均受託児童数は一・四人の計算になる。

千葉県内にファミリーホームを構える全国連絡会の廣瀬タカ子会長は「養育里親では一時的に兄弟などで六人受け入れることはあっても、長期的にはいけないのが現状」と指摘する。

養育里親には国の基準で六人までの委託が可能だが、里親との信頼関係の薄さなどから、児童相談所は実際には多人数の委託に慎重だという。そこで、多人数の受け入れを専門にする里親の制度化が必要と感じるようになった。県庁児童家庭課に要望を続けた結果、〇三年によりやく「里親型ファミリーグループホーム」として開所にこぎつけた。廣瀬会長は「夫婦の同じ目でずっと子どもの成長を見続けられる」と里親の良さを語る。

開設費・家賃の補助も

多人数の子どもを預かると聞けば負担の大きさを想像するが、子ども同士が支え合うことで、里親にとってはむしろ負担が軽減される面もあるという。

設立総会と併せて開かれたシンポジウムでは、ファミリーホームの里親から生活の様子が報告された。著書「ぶどうの木」でも知られる東京都養育家庭里親の坂本洋子氏は「現在六人の措置児童がいるが、以前預かっていた聴覚障害の子どもが家に遊びにくるうちに、皆が自然と手話ができるようになった」と紹介し、子育ての喜びを語った。里親ファミリーホーム制度は一部の自治体で既に導入されている。全国連絡会では会発足にあ



たり、都道府県・政令市計六十自治体に対し「里親ファミリーホーム実態調査」を行った。

全自治体から回答を得た結果、北海道、宮城県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、福岡市の計九団体に「ファミリーグループホーム」などの名称で導入されていることが明らかになった。

〇四年度末の全国のホーム数は三十六カ所で、委託児童数は百五十三人。一家庭あたりの平均受託児童数は四・三人となる。実施要綱は自治体ごとに異なるが定員は四人～六人、養育里親として同時期に二人以上を養育した経験が一定年数あることなどがおおむねの基準だ。費用補助も自治体によるが、開設準備費や家賃保持などが支給されている。

全国連絡会では今後、里親ファミリーホームの国の制度として位置づけることを目指し、要望活動などを展開していく計画だ。

《 上半期活動報告 》

設立総会

月日：平成17年8月00日(日)

会場：神楽坂エミール

議案：規約の制定(文末参照) 役員選出 事業計画 収支予算

併設 設立記念シンポジウム

全国ファミリーホーム実態調査報告

シンポジウム「子どもたちの新しい家庭をめざして」

参加人数等

里親：33 関係機関・団体：15 学識者：3 報道：4



役員会

月日：平成17年9月18日(日)

会場：淑徳大学千葉キャンパス

議案：平成18年の研究協議会について 助成金について 会報発行について

その他当面する活動について

参加者：役員3 事務局他3

打合せ会：随時



啓発活動(括弧内は活動者)

平成17年10月9日(日) 第51回全国里親大会

調査報告書の販売 新会員募集(役員 事務局)

平成17年11月19日(土) 養子と里親を考える会研究会

調査報告書の販売 新会員募集(事務局)

平成17年11月17日(木) 全国児童養護施設長研究協議会

里親型グループホームの実践に学ぶ 研究発表(坂本)

平成17年11月19日(土) 埼玉県専門里親連絡会第1回専門里親研修会

調査報告書概要版の配布(丸山)

平成17年12月07日(水) 厚生労働省家庭福祉課長表敬訪問

調査報告書の贈呈(役員 事務局)

新聞各紙紹介記事の掲載

- 平成 17 年 09 月 19 日(月) 福祉新聞「里親ファミリー・ホーム全国連絡会を全国に」(広瀬)
平成 17 年 10 月 23 日(日) 河北新報「家庭で育つ権利をファミリー・ホーム」(ト蔵)
平成 17 年 10 月 09 日(日) 朝日新聞「頼みの里親足踏み」(広瀬)
平成 17 年 12 月 12 日(月) 福祉新聞「養育にも費用面にも有効」(土井)
平成 18 年 01 月 20 日(金) 毎日新聞「栃木県里親グループホームに運営助成」
平成 18 年 01 月 22 日(日) 毎日新聞関西版一面「里親ホーム事業進まず」(元藤)
平成 18 年 01 月 30 日(月) 毎日新聞全国版「里親ホーム巡りアンケート」(事務局)

《 下半期重点活動・予定 》

○ 要望事項の検討

国、地方行政に対する要望について、会員 ML その他を通じて広く会員から意見を集約する。これらを取りまとめて、関係機関に提出する。

○ 総会の準備

○ 里親ファミリー・ホーム全国研究協議会の準備

企画案の検討。具体的な準備。

開催スタッフの設置など役員会の決定を得て順次進行する。

○ 里親ファミリー・ホーム運営マニュアルの検討

里親ファミリー・ホームを運営していくためのマニュアルの検討を行う。

○ ホームページの運営

ファミリー・ホーム制度を広く社会に紹介する。

また、メーリングリストにより、会員相互の情報交換の場として、よりいっそう充実させる。

○ 会報の発行

各地の制度の状況や、個々のホーム運営の状況を紹介し、会員相互の情報交換の場を作っていく。

里親ファミリーホーム全国連絡会 規約

(名 称)

第1条 本会は里親ファミリーホーム全国連絡会と称す。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は里親ファミリーホーム相互の交流と情報交換を図り、子どもの家庭で暮す権利を確立し、里親ファミリーホーム制度を充実させ、養護児童の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 毎年1回、里親ファミリーホーム全国研究協議会の開催。
- 二 里親ファミリーホームに関する会報の発行。
- 三 里親ファミリーホーム制度の法制化のための行政要望活動。
- 四 里親ファミリーホーム制度の普及・啓発事業。
- 五 前記事業目的を推進するためのホームページの運営。

六 その他里親ファミリーホーム制度に関連して必要と認められる事業。

(会の構成)

第5条 本会は以下の会員をもって構成する。

- 一 正会員 (年会費) 3,000円
- 二 賛助会員 (一口) 1,000円

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 監事 2名

2 会長は、総会で選出し、会務を統括する。

副会長は会長が指名し、会長を補佐する。会長が不在の時は会長を代行する。

監事は、総会で選出し、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。補欠による役員任期はその前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は毎年度会長が召集する。

- 一 総会は、正会員の過半数をもって成立する。
- 二 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところとする。
- 三 正会員は委任状をもって表決権を他の正会員に委任することができる。委任状を提出した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 四 総会の議長は会長が務める。
- 五 総会に付議する事項
 - ・事業計画並びに事業報告
 - ・予算、決算
 - ・規約の改正に関する件
 - ・役員的人事に関する件
 - ・その他、会長が必要と認めた事項

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は7月1日より6月30日までとする。

(会計)

第11条 この会の経費は、会員からの会費および寄付金、その他の収入により運営する。

(付則)

一 この規約は、平成17年8月28日より実施する

二 本会の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成18年6月30日までとする。

事務局情報



【テレビ】

放映日：3月3日（金）21時から

局：フジテレビ系

番組：生きててもいい？

<http://www.fujitv.co.jp/index.html>

（そのままコピー） 広末涼子

2003年11月に金曜エンタテイメントで放送され大好評だった『ぶどうの木』の第二弾企画。里親制度を世の中に広く伝え、社会的意義の高さを評価されたヒューマンドラマの前作は里親目線で描かれました。3月3日（金）21時よりお送りする、金曜エンタテイメント『生きててもいい…？～ひまわりの咲く家～』は里子目線で描きます。前作は、子供の出来ない夫婦（松下由樹・仲村トオル）が、里親制度を知り、里子を引き取り、数々の試練を乗り越えて一人前の里親になるまでのストーリー。子供の出来ない大人が里子との親子愛を育てていくというエピソードでした。今回は、親が居ない子供（広末涼子）が、里親制度の中で、里親をどのように見て、どう感じ成長していくか、里子目線で描いていきます。



【書籍】

書名：生きててもいい？

著者：野口美香

発行：幻冬舎

価格：1,400円＋税

発行日：2月10日

上記のテレビドラマの原作である。

当会のMLでもそれぞれの立場からの意見があり、話題を投げかけた。

里親委託になるとき、彼女は意見を聞かれたが、自分の思っていることを口に出して言なかったとう。いとことの出会い、実母との出会い、いずれ



【書籍】

書名：「家族を」つくる

著者：村田和木

発行：中公新書クラレ

価格：800円＋税

本書の参考文献の最終行に「里親ファミリー・ホーム全国実態調査報告書」と記されている。本文の中でも2ページにわたって調査報告書について触れている。本書には23の里親家庭におけるケースが紹介されている。このうち当会のメンバーが六家庭含まれている。三年以上掛けて多くの里親家庭を回ったルポである。子どもの姿が見えてこない里親関係の本が多い中、この本では子どもたちの声をたんねんに拾っている。著者は児童養護施設にボランティアで毎週通っていると語っていた。取材を通して養護児童の世界にはまってしまったようだ。



厚労省 新着情報

「生活塾」モデル事業スタート

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/02/s0202-2.html>

近所の小学校を名指しで、児童を殺すとの脅迫文が2チャンネルに書き込まれた。登下校時に子どもが殺された事件がいくつも報道されている。これらの世相を背景にして、国は「生活塾」構想を打ち出した。「子どもを犯罪から守るための関係省庁連絡会議」の産物である。

モデル事業は、さいたま、新宿、川崎、平塚の区市で、共働き家庭などの小学生の放課後の安全対策として、地域の世帯が預かるとしている。廃止となった昼間里親制度や父子家庭対象のトワイライトステイのイメージだ。